

新 型 コ ロ ナ ウ ク チ ン 接 種

◆令和5年春開始接種(8月末まで)

対初回接種を完了した次の①～③に該当する方

- ①65歳以上の方
 - ②5歳以上で基礎疾患を有する方・その他重症化リスクが高いと医師が認める方
 - ③医療機関・高齢者施設・障害者施設等の従事者の方
- ※使用するワクチンはオミクロン株対応2価ワクチンです。



詳しくはこちら

◆接種券の再発行

①郵送申請

接種券発行申請書(市ホームページからダウンロード可)・申請者の本人確認書類(代理申請の場合は申請者と接種する方の本人確認書類)の写しを下記まで郵送してください。

〒204-8511 中里5-842
清瀬市健康推進課新型コロナウイルスワクチン接種担当

②窓口申請

接種券発行申請書(市ホームページからダウンロード可。窓口での記入も可)・申請者の本人確認書類(代理申請の場合は申請者と接種する方の本人確認書類)の写しを市役所本庁舎2階9番窓口またはコミュニティプラザひまわり3階会議室までご提出ください。

③電話申請

清瀬市新型コロナウイルスワクチン接種専用コールセンターへ。

④電子申請

右記QRコードから申請してください。



◆乳幼児(生後6か月～4歳)の方へ

郵送された案内を確認していただき、接種を希望する場合は、接種券発行申請を行ってください。

◆小児(5～11歳)の方へ

初回接種を完了している方は、オミクロン株対応2価ワクチンの接種ができます。順次郵送する接種券を確認してください。

◆ワクチンに関する各種問合せ先

- ・清瀬市新型コロナウイルスワクチン接種専用コールセンター
市で行う新型コロナウイルスワクチン接種や接種券について。
☎042-497-1507(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後6時)
- ・東京都新型コロナウイルスワクチン副反応相談センター
接種後の副反応に関すること。
☎03-6258-5802(24時間、年中無休) ☎03-5388-1396(都ホームページにあるFAX相談票を使用してください)
- ・厚生労働省新型コロナウイルスコールセンター
新型コロナウイルスワクチン接種に関すること。
☎0120-761770(午前9時～午後9時、年中無休)

清瀬市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に影響の大きい市町村民税非課税世帯を支援する給付金です。

☎清瀬市給付金コールセンター ☎0120-003-691(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)

【支給額】1世帯あたり3万円(1世帯1回限り)

【支給対象と申請の方法】

世帯全員の令和5年度市町村民税均等割が非課税の世帯



令和5年6月1日時点*で清瀬市に住民登録がある市町村民税非課税世帯に対し、7月10日から順次「確認書」を発送しています。必要事項を記入し、同封する返信用封筒(切手不要)で、10月31日(火)までに返送してください(確認書が7月31日までに届かない場合は身分証明書を持参し、市役所本庁舎1階給付金室にお問い合わせください)。*5月30日前後に転入した場合、確認書が届かない場合があります。

令和5年1月から6月までに家計が急変し、「非課税世帯相当」の収入となった家計急変世帯



申請が必要です。詳しくは、市ホームページまたは、市コールセンターへお問い合わせください。



詳しくはこちら

◆詐欺にご注意ください

国や市が現金自動預払機(ATM)の操作をお願いしたり、受給にあたり手数料の振込みを求めることは絶対にありません!

令和5年市議会第2回定例会

第2回定例会市議会は、6月8日から6月29日まで開催され、令和5年度清瀬市一般会計補正予算のほか、教育委員会委員や農業委員会委員の任命など、市長提出議案25件が可決・承認・同意され、報告2件が了承されました。

また、議員提出議案1件が可決されました。

以下に、主な議案についてご報告します。

■令和5年度清瀬市一般会計補正予算(第3号)

物価高騰等により経済的に影響がある住民税非課税世帯、及び予期せず家計が急変し、年間の総所得見込が非課税世帯と同等にあると認められる世帯に対し、1世帯あたり3万円を支給する「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業」を実施するため、3億3,369万1千円を追加する補正予算が可決されました。

■令和5年度清瀬市一般会計補正予算(第4号)

原油価格・物価高騰などの影響を受けた農業者を支援するため、直近の決算額1年分の動力光熱費・肥料費(諸材料費を含む)・飼料費について、それぞれ20万円を上限として20世帯を給付する「経済変動対策農業者支援事業」を実施するなど、3億7,451万6千円を追加する補正予算が可決されました。

■清瀬市立公園条例の一部を改正する条例

宅地開発行為に伴い無償譲渡を受けた公園を新たに都市公園として指定する一方、老朽化による修繕が難しく、利用者も少ないことから、下宿運動公園下宿市民プールを廃止するため、条例の一部を改正しました。

☎議会事務局議事係 ☎042-497-2567

令和6年「清瀬市20歳のつどい」開催日

令和6年の「清瀬市20歳のつどい」を下記のとおり開催します。対平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれの方(第1回目＝清瀬中学校・第三中学校・第五中学校学区の方、第2回目＝第二中学校・第四中学校学区の方) ☎令和6年1月7日(日)

第1回目＝午前10時～(開場は午前9時30分～)、第2回目＝午後1時30分～(開場は午後1時～)

☎市民協働課協働係 ☎042-497-1803

※内容など詳しくは決まり次第、お知らせします。

京都きもの友禅株式会社と協定を締結

6月9日、市と京都きもの友禅株式会社は清瀬市20歳のつどい衣装レンタル等の補助に関する連携協定を締結しました。

この度、人生の大きな節目を祝う「清瀬市20歳のつどい」への参加に際し、経済的な理由で振袖などの用意が困難な世帯に

対する支援を、同社に行っていたことで、誰もが安心して人生の大きな節目となる日を祝うことができる環境を整えました。

☎市民協働課協働係 ☎042-497-1803

清瀬市公式LINEアカウント

市からのお知らせを発信しています。ぜひ、お友達登録をお願いします。運用ポリシーなど詳しくは市ホームページを確認してください。

☎シティプロモーション課プロモーション係 ☎042-497-1808



「清瀬市と京都きもの友禅株式会社との個別連携に関する協定」締結式



詳しくはこちら

京都きもの友禅株式会社代表取締役橋本氏(右)と瀬谷市長(左)